

介護サービス事業者
自主点検表
(平成23年5月版)

訪問リハビリテーション

及 び

介護予防訪問リハビリテーション

事業所番号

事業所の名称

〒
事業所の所在地

電話番号

開設法人の名称

開設法人の代表者名

管理者名

記入者名

記入年月日 平成 年 月 日

介護サービス事業者自主点検表の作成について

1 趣 旨

利用者に適切な介護サービス又は介護予防サービスを提供するためには、事業者自らが自主的に事業の運営状況を点検し、人員、設備及び運営に関する基準が守られているか常に確認することが必要です。

そこで県では、介護サービス事業者又は介護予防サービス事業者ごとに、法令、関係通知及び国が示した介護保険施設等指導指針のうちの主眼事項着眼点を基に、自主点検表を作成し、運営上の必要な事項について、自主点検をお願いし、県が行う事業者指導と有機的な連携を図ることとしました。

2 実施方法

- (1) 毎年定期的の実施するとともに、事業所への実地指導が行われるときは、他の関係書類とともに、県へ提出してください。なお、この場合、控えを必ず保管してください。
- (2) 複数の職員で検討のうえ点検してください。
- (3) 点検結果については、実施後3年間の保管をお願いします。
- (4) 「いる・いない」等の判定については、該当する項目を○で囲んでください。
- (5) 判定について該当する項目がないときは、選択肢に二重線を引き、「事例なし」又は「該当なし」と記入してください。
- (6) この自主点検表は訪問リハビリテーションの運営基準等を基調に作成されていますが、指定訪問リハビリテーション事業者が指定介護予防訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ指定訪問リハビリテーションの事業と指定介護予防訪問リハビリテーションの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合には、指定介護予防訪問リハビリテーションについても指定訪問リハビリテーションの運営基準等に準じて（訪問リハビリテーションを介護予防訪問リハビリテーションに読み替えて）一緒に自主点検してください。

なお、太枠で囲われ、ゴシック体で書かれた部分については指定介護予防訪問リハビリテーションの事業独自の運営基準等ですので御留意ください。当該部分については、指定介護予防訪問リハビリテーション事業の指定を受けている事業所のみ自主点検してください。（指定介護予防訪問リハビリテーションの利用者がいない場合でも、自主点検をしていただくものですが、利用者がいないため該当する項目がないなどの場合には上の（5）に従って記入してください）

「根拠法令」の欄は、次の事項を参照してください。

- | | |
|-----------------|---|
| ・「法」 | 介護保険法（平成9年法律第123号） |
| ・「施行令」 | 介護保険法施行令（平成10年政令第412号） |
| ・「施行規則」 | 介護保険法施行規則（平成11年厚生労働省令第36号） |
| ・「平11厚令37」 | 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年3月31日厚生省令第37号） |
| ・「平11老企25」 | 指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（平成11年9月17日老企第25号厚生省老人保健福祉局企画課長通知） |
| ・「平12厚告19」 | 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年2月10日厚生省告示第19号） |
| ・「平12厚告24」 | 厚生労働大臣が定める地域（平成12年2月10日厚生省告示第24号） |
| ・「平12厚告25」 | 厚生労働大臣が定める基準（平成12年2月10日厚生省告示第25号） |
| ・「平12老企36」 | 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年3月1日老企第36号厚生省老人保健福祉局企画課長通知） |
| ・「平18厚労令35」 | 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省令第35号） |
| ・「平18厚労告127」 | 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省告示第127号） |
| ・「平18-0317001号」 | 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年3月17日老計発・老振発・老老発第0317001号厚生労働省老健局計画課長・振興課長・老人保健課長通知） |
| ・「平21厚労告83」 | 厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域（平成21年3月13日厚生労働省告示第83号） |

介護サービス事業者自主点検表目次

目 次

第1	基本方針	-----	1
第2	人員に関する基準	-----	1
第3	設備に関する基準	-----	1
第4	運営に関する基準	-----	2
第5	変更の届出等	-----	1 8
第6	介護給付費の算定及び取扱い	-----	1 9
第7	その他	-----	2 3

自主点検項目	自主点検のポイント	根拠法令
第1 基本方針		
1 訪問リハビリテーションの基本方針	<p>訪問リハビリテーションの事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図るものとなっていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p>	<p>法第73条第1項</p> <p>平11厚令37第75条</p>
2 介護予防訪問リハビリテーションの基本方針	<p>介護予防訪問リハビリテーションの事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとなっていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p>	<p>法第115条の3第1項</p> <p>平18厚労令35第78条</p>
第2 人員に関する基準		
1 従業者の員数	<p>事業所ごとに、訪問リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を適当数配置していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p>	<p>法第74条第1項</p> <p>平11厚令37第76条第1項</p> <p>平11老企25第3の4の1</p>
2 介護予防訪問リハビリテーションの人員基準	<p>介護予防訪問リハビリテーション事業者が訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、介護予防訪問リハビリテーションの事業と訪問リハビリテーションの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、訪問リハビリテーション事業における人員基準を満たすことをもって、介護予防訪問リハビリテーションにおける当該基準を満たしているものとみなすことができます。</p>	<p>平18厚労令35第79条第2項</p>
第3 設備に関する基準		
1 設備及び備品等	<p>訪問リハビリテーション事業所は、病院、診療所又は介護老人保健施設であって、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けているとともに、訪問リハビリテーションの提供に必要な設備及び備品等を備えていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※ 訪問リハビリテーションの事業の運営を行うために必要な広さ（利用申込の受付、相談等に対応するのに適切なスペース）を有する専用の区画を設けてください。なお、業務に支障がないときは、訪問リハビリテーションの事業を行うための区画が明確に特定されていれば足りるものとします。</p> </div>	<p>法第74条第2項</p> <p>平11厚令37第77条</p> <p>平11老企25第3の4の2(1)②</p>

自主点検項目	自主点検のポイント	根拠法令
2 介護予防訪問リハビリテーションの設備基準	<p>介護予防訪問リハビリテーション事業者が訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、介護予防訪問リハビリテーションの事業と訪問リハビリテーションの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、訪問リハビリテーション事業者における設備及び備品等の基準を満たすことをもって、介護予防訪問リハビリテーションにおける当該基準を満たしているものとみなすことができます。</p>	平18厚労令35第80条第2項
第4 運営に関する基準		
1 内容及び手続の説明及び同意	<p>サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項について、わかりやすい説明書やパンフレット等の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、サービス提供の開始について利用申込者の同意を得ていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>※ サービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書の内容は、次のとおりです。</p> <p>ア 運営規程の概要</p> <p>イ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の勤務体制</p> <p>ウ 事故発生時の対応</p> <p>エ 苦情処理の体制 等</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>※ 同意は、利用者及び訪問リハビリテーション事業者双方の保護の立場から書面によって確認することが望ましいです。</p> </div>	<p>法第74条第2項 平11厚令37第83条 準用（第8条）</p> <p>準用（平11老企25第3の1の3（1））</p>
2 提供拒否の禁止	<p>正当な理由なく訪問リハビリテーションの提供を拒んでいませんか。</p> <p style="text-align: right;">いない ・ いる</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>※ 要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否することはできません。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>※ サービスの提供を拒むことのできる正当な理由がある場合とは、次の場合です。</p> <p>ア 当該事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合</p> <p>イ 利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合</p> <p>ウ その他利用申込者に対し自ら適切なサービスを提供することが困難な場合</p> </div>	<p>平11厚令37第83条 準用（第9条）</p> <p>準用（平11老企25第3の1の3（2））</p>

自主点検項目	自主点検のポイント	根拠法令
3 サービス提供困難時の対応	<p>通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の訪問リハビリテーション事業者等の紹介その他必要な措置を速やかに講じていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p>	平11厚令37第83条準用（第10条）
4 受給資格等の確認	<p>① サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p>	平11厚令37第83条準用（第11条第1項）
	<p>② 被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、サービスを提供するように努めていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p>	平11厚令37第83条準用（第11条第2項）
5 要介護認定の申請に係る援助	<p>① 要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、要介護認定の申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p>	平11厚令37第83条準用（第12条第1項）
	<p>② 居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であつて必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前までにはなされるよう、必要な援助を行っていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p>	平11厚令37第83条準用（第12条第2項）
6 心身の状況等の把握	<p>サービスの提供に当たっては、サービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、病歴、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p>	平11厚令37第83条準用（第13条）
7 居宅介護支援事業者等との連携	<p>① サービスを提供するに当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p>	平11厚令37第83条準用（第64条第1項）
	<p>② サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治の医師及び居宅介護支援事業者に対する情報の提供並びに保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p>	平11厚令37第83条準用（第64条第2項）

自主点検項目	自主点検のポイント	根拠法令
8 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助	<p>サービスの提供の開始に際して、利用申込者が介護保険法施行規則第64条各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を市町村に届け出ること等により、訪問リハビリテーションの提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明していますか。</p> <p>また、居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行っていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p>	平11厚令37第83条準用（第15条）
9 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供	<p>居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った訪問リハビリテーションを提供していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p>	平11厚令37第83条準用（第16条）
10 居宅サービス計画等の変更の援助	<p>利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行っていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※ 当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡、サービスを追加する場合に当該サービスを法定代理受領サービスとして利用する場合には支給限度額の範囲内で居宅サービス計画を変更する必要がある旨の説明、その他の必要な援助を行ってください。</p> </div>	平11厚令37第83条準用（第17条） 準用（平11老企25第3の1の3（7））
11 身分を証する書類の携行	<p>理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士に身分を証する書類（身分を明らかにする証書や名札等）を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※ 当該証書等には、当該事業所の名称、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の氏名を記載するものとし、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の写真の貼付や職能の記載を行うことが望ましいです。</p> </div>	平11厚令37第83条準用（第18条） 準用（平11老企25第3の1の3（8））
12 サービスの提供の記録	<p>① サービスを提供した際には、サービスの提供日及び内容、利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面（サービス利用票等）に記載していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※ 利用者及びサービス事業者が、その時点での支給限度額の残額やサービス利用状況を把握できるようにするため、利用者の居宅サービス計画の書面又はサービス利用票等に記載しなければならないこととしたものです。</p> </div>	平11厚令37第83条準用（第19条第1項） 準用（平11老企25第3の1の3（9）①）

自主点検項目	自主点検のポイント	根拠法令
12 サービスの提供の記録	<p>※ 記載すべき事項には、次にあげるものが考えられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 訪問リハビリテーションの提供日 イ サービスの内容 ウ 保険給付の額 エ その他必要な事項 <p>② サービスを提供した際には、サービスの提供日、具体的なサービス内容、利用者の心身の状況その他必要な事項を書面（サービス提供記録、業務日誌等）に記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を提供していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p>	<p>平11厚令37第83条 準用 (第19条第2項) 準用（平11老企25第3の1の3(9)②)</p>
13 利用料等の受領	<p>① 法定代理受領サービスに該当する訪問リハビリテーションを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該訪問リハビリテーションに係る居宅介護サービス費用基準額から当該事業者を支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> <p>※ 法定代理受領サービスとして提供される訪問リハビリテーションについての利用者負担として、居宅介護サービス費用基準額の1割（法の規定により保険給付の率が9割でない場合には、それに応じた割合）の支払を受けなければならないことを規定したものです。</p> <p>② 法定代理受領サービスに該当しない訪問リハビリテーションを提供した際に、その利用者から支払を受ける利用料の額及び訪問リハビリテーションに係る居宅介護サービス費用基準額と、健康保険法第63条第1項又は高齢者の医療の確保に関する法律第64条第1項に規定する療養の給付のうち訪問リハビリテーションに相当するものに要する費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにしていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> <p>※ 利用者間の公平及び利用者の保護の観点から、法定代理受領サービスでない訪問リハビリテーションを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額及び法定代理受領サービスである訪問リハビリテーションに係る費用の額と、医療保険給付又は老人訪問リハビリテーション療養費の対象となる健康保険法及び老人保健法上の訪問リハビリテーションの費用の額との間に不合理な差異を設けてはいけません。</p> <p>③ 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅においてサービスを行う場合は、それに要した交通費の額の支払を利用者から受けることができるが、その受領は適切に行っていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p>	<p>平11厚令37第78条第1項</p> <p>準用（平11老企25第3の1の3(10)①)</p> <p>平11厚令37第78条第2項</p> <p>準用（平11老企25第3の3の3(2)②)</p> <p>平11厚令37第78条第3項</p>

自主点検項目	自主点検のポイント	根拠法令
13 利用料等の受領	<p>※ 保険給付となっているサービスと明確に区分されないあいまいな名目による費用の徴収は認められません。</p>	<p>準用（平11老企25 第3の1の3(10)③）</p>
	<p>④ 上記③の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ていますか。 <input type="checkbox"/> いる ・ <input type="checkbox"/> いない</p>	<p>平11厚令37 第78条第4項</p>
	<p>⑤ サービスの提供に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした利用者に対し、領収証を交付していますか。 <input type="checkbox"/> いる ・ <input type="checkbox"/> いない</p>	<p>法第41条第8項</p>
	<p>⑥ 上記⑤の領収証に、サービスについて利用者から支払を受けた費用の額のうち、法第41条第4項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該訪問リハビリテーションに要した費用の額を超えるときは、当該現に訪問リハビリテーションに要した費用の額とする。）及びその他の費用の額を区分して記載し、当該その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載していますか。 <input type="checkbox"/> いる ・ <input type="checkbox"/> いない</p>	<p>施行規則第65条</p>
14 保険給付の請求のための証明書の交付	<p>法定代理受領サービスに該当しない訪問リハビリテーションに係る利用料の支払を受けた場合は、提供したサービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付していますか。 <input type="checkbox"/> いる ・ <input type="checkbox"/> いない</p>	<p>平11厚令37 第83条 準用（第21条）</p>
15 訪問リハビリテーションの基本取扱方針	<p>① 訪問リハビリテーションは、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、リハビリテーションの目標を設定し、計画的に行われていますか。 <input type="checkbox"/> いる ・ <input type="checkbox"/> いない</p>	<p>平11厚令37 第79条第1項</p>
	<p>② 自らその提供する訪問リハビリテーションの質の評価を行い、常にその改善を図っていますか。 <input type="checkbox"/> いる ・ <input type="checkbox"/> いない</p>	<p>平11厚令37 第79条第2項</p>
16 介護予防訪問リハビリテーションの基本取扱方針	<p>① 介護予防訪問リハビリテーションは、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われていますか。 <input type="checkbox"/> いる ・ <input type="checkbox"/> いない</p>	<p>平18厚労令35 第85条第1項</p>
	<p>※ 利用者の心身の状態を踏まえて、妥当適切に行うとともにその生活の質の確保を図るよう、主治医との密接な連携のもとに介護予防訪問リハビリテーション計画に沿って行ってください。 また、サービスの提供に当たって、別の医療機関の医師から情報提供を受けて、介護予防訪問リハビリテーションを実施する場合は、当該情報提供を行った医療機関の医師との間で十分な連携を図ってください。</p>	<p>平11老企25 第4の3の4(1)①</p>

自主点検項目	自主点検のポイント	根拠法令
16 介護予防訪問リハビリテーションの基本取扱方針	<p>② 自らその提供する介護予防訪問リハビリテーションの質の評価を行い、常にその改善を図っていますか。 いる ・ いない</p> <p>※ 提供された介護予防サービスについては、介護予防訪問リハビリテーション計画に定める目標達成の度合いや利用者及びその家族の満足度等について常に評価を行うなど、その改善を図ってください。</p>	<p>平18厚労令35第85条第2項</p> <p>平11老企25第4の3の4(1)⑤</p>
	<p>③ サービスの提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たっていますか。 いる ・ いない</p> <p>※ 介護予防訪問リハビリテーション計画の作成に当たっては、一人ひとりの高齢者ができる限り要介護状態にならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として行われるものであることに留意しつつ行ってください。</p>	<p>平18厚労令35第85条第3項</p> <p>平11老企25第4の3の4(1)②</p>
	<p>④ 利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めていますか。 いる ・ いない</p> <p>※ サービスの提供に当たって、利用者ができないことを単に補う形でのサービス提供は、かえって利用者の生活機能の低下を引き起こし、サービスへの依存を生み出している場合があるとの指摘を踏まえ、「利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行う」ことを基本として、利用者のできる能力を阻害するような不適切なサービス提供をしないよう配慮してください。</p>	<p>平18厚労令35第85条第4項</p> <p>平11老企25第4の3の4(1)④</p>
	<p>⑤ サービスの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めていますか。 いる ・ いない</p> <p>※ 介護予防の十分な効果をもとめる観点からは、利用者の主体的な取組が不可欠であることから、サービスの提供に当たっては、利用者の意欲が高まるようコミュニケーションの取り方をはじめ、様々な工夫をして、適切な働きかけを行うよう努めてください。</p>	<p>平18厚労令35第85条第5項</p> <p>平11老企25第4の3の4(1)③</p>
	<p>⑥ サービスの提供に当たっては、利用者の心身の状態、リハビリテーションの内容やそれを提供する目的、具体的な方法、リハビリテーションに必要な環境の整備、療養上守るべき点及び療養上必要な目標等、療養上必要な事項について利用者及び家族に理解しやすいように指導又は説明を行っていますか。 いる ・ いない</p>	<p>平11老企25第4の3の4(1)③</p>

自主点検項目	自主点検のポイント	根拠法令
17 訪問リハビリテーションの具体的な取扱方針	<p>① サービスの提供に当たっては、医師の指示及び訪問リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、日常生活の自立に資するよう、妥当適切に行っていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※ 訪問リハビリテーションは、利用者の心身の状態、生活環境を踏まえて、妥当適切に行うとともにその生活の質の確保を図るよう、主治の医師との密接な連携のもとに訪問リハビリテーション計画に沿って行ってください。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※ サービスの提供については、目標達成の度合いやその効果等について評価を行うとともに、訪問リハビリテーション計画の修正を行い改善を図る等に努めてください。</p> </div>	<p>平11厚令37第80条第1号</p> <p>平11老企25第3の4の3(2)①</p> <p>平11老企25第3の4の3(2)②</p>
	<p>② サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、リハビリテーションの観点から療養上必要とされる事項について、理解しやすいように指導又は説明を行っていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※ 利用者の心身の状態、リハビリテーションの内容やそれを提供する目的、具体的な方法、リハビリテーションに必要な環境の整備、療養上守るべき点及び療養上必要な目標等、療養上必要な事項について利用者及びその家族に理解しやすいよう指導又は説明を行ってください。</p> </div>	<p>平11厚令37第80条第2号</p> <p>平11老企25第3の4の3(2)③</p>
	<p>③ 常に利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し、適切なサービスを提供していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※ 別の医療機関の医師から情報提供を受けて、訪問リハビリテーションを実施する場合は、当該情報提供を行った医療機関の医師との間で十分な連携を図ってください。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※ サービスの提供に当たっては、医学の進歩に沿った適切な技術をもって対応できるよう、新しい技術の習得等、研鑽を積んでください。</p> </div>	<p>平11厚令37第80条第3号</p> <p>平11老企25第3の4の3(2)④</p>
	<p>④ それぞれの利用者について、訪問リハビリテーション計画に従ったサービスの実施状況及びその評価について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師に報告していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※ サービスを行った際には、速やかに、訪問リハビリテーションを実施した要介護者等の氏名、実施日時、実施した訪問リハビリテーションの要点及び担当者の氏名を記録してください。</p> </div>	<p>平11厚令37第80条第4号</p> <p>平11老企25第3の4の3(2)⑤</p>

自主点検項目	自主点検のポイント	根拠法令
18 介護予防訪問リハビリテーションの具体的な取扱方針	<p>① 介護予防訪問リハビリテーションの提供は理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が行っていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p>	平18厚労令35第86条
	<p>② サービスの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の病状、心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行っていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p>	平18厚労令35第86条第1号
	<p>③ 医師及び理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、上記②に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、介護予防訪問リハビリテーションの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防訪問リハビリテーション計画を作成していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p>	平18厚労令35第86条第2号
	<p>※ 上記②のassessmentに基づき、支援の方向性や目標を明確にし提供するサービスの具体的な内容、期間等を明らかにしてください。</p>	平11老企25第4の3の4(2)①
	<p>④ 介護予防訪問リハビリテーション計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p>	平18厚労令35第86条第3号
	<p>⑤ 医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士は、介護予防訪問リハビリテーション計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ていますか。また、当該介護予防訪問リハビリテーション計画を利用者に交付していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p>	平18厚労令35第86条第4号、第5号
<p>※ 医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士は、介護予防訪問リハビリテーションの計画の目標や内容等について、利用者又はその家族に、理解しやすい方法で説明を行うとともに、その実施状況や評価についても説明を行ってください。</p>	平11老企25第4の3の4(2)②	
<p>⑥ サービスの提供に当たっては、医師の指示及び介護予防訪問リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、日常生活の自立に資するよう、妥当適切に行っていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p>	平18厚労令35第86条第6号	

自主点検項目	自主点検のポイント	根拠法令
18 介護予防訪問リハビリテーションの具体的取扱方針	<p>⑦ サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、リハビリテーションの観点から療養上必要とされる事項について、理解しやすいように指導又は説明を行っていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p>	平18厚労令35第86条第7号
	<p>⑧ サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行っていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p>	平18厚労令35第86条第8号
	<p>※ サービスの提供に当たっては、医学の進歩に沿った適切な技術をもって対応できるよう、新しい技術の習得等、研鑽を積んでください。</p>	平11老企25第4の3の4(2)③
	<p>⑨ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、それぞれの利用者について、介護予防訪問リハビリテーション計画に従ったサービスの実施状況及びその評価について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師に報告していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p>	平18厚労令35第86条第9号
	<p>⑩ 医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士は、介護予防訪問リハビリテーション計画に基づくサービスの提供の開始時から、当該介護予防訪問リハビリテーション計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該介護予防訪問リハビリテーション計画の実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）を行っていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p>	平18厚労令35第86条第10号
	<p>⑪ 医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した介護予防支援事業者に報告していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p>	平18厚労令35第86条第11号
	<p>⑫ 医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防訪問リハビリテーション計画の変更を行っていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p>	平18厚労令35第86条第12号
	<p>⑬ 上記②から⑪までの規定は、介護予防訪問リハビリテーション計画の変更について準用していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p>	平18厚労令35第86条第13号

自主点検項目	自主点検のポイント	根拠法令
19 訪問リハビリテーション計画の作成	<p>① 医師及び理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、当該医師の診療に基づき、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、当該サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した訪問リハビリテーション計画を作成していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>※ 訪問リハビリテーション計画には、次の内容を記載してください。</p> <p>ア 利用者の希望</p> <p>イ 主治医の指示及び目標</p> <p>ウ 具体的なリハビリテーションの内容 等</p> </div> <p>② 訪問リハビリテーション計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>※ 訪問リハビリテーション計画を作成後に居宅サービス計画が作成された場合は、当該訪問リハビリテーション計画が居宅サービス計画に沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更してください。</p> </div> <p>③ 医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士は、訪問リハビリテーション計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ていますか。また、当該訪問リハビリテーション計画を利用者に交付していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>※ 訪問リハビリテーション計画の目標や内容等について、利用者及びその家族に理解しやすい方法で説明を行うとともに、その実施状況や評価についても説明を行ってください。</p> </div>	<p>平11厚令37第81条第1項</p> <p>平11老企25第3の4の3(3)①</p> <p>平11厚令37第81条第2項</p> <p>平11老企25第3の4の3(3)③</p> <p>平11厚令37第81条第3項、第4項</p> <p>平11老企25第3の4の3(3)②</p>
20 利用者に関する市町村への通知	<p>利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>ア 正当な理由なしに訪問リハビリテーションの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき</p> <p>イ 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき</p> </div>	<p>平11厚令37第83条準用（第26条）</p>

自主点検項目	自主点検のポイント	根拠法令
21 管理者の責務	① 管理者は、従業者の管理及びサービスの利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っていますか。 <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p>	平11厚令37第83条準用（第52条第1項）
	② 管理者は、従業者に「指定居宅サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準」第5章訪問リハビリテーション第4節運営に関する基準を遵守させるため必要な指揮命令を行っていますか。 <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p>	平11厚令37第83条準用（第52条第2項）
22 運営規程	<p style="text-align: center;">次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下、「運営規程」という。）を定めていますか。 <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> </p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>※ 運営規程には、次の事項を定めるものとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 事業の目的及び運営の方針 イ 従業者の職種、員数及び職務の内容 ウ 営業日及び営業時間 エ 訪問リハビリテーションの利用料及びその他の費用の額 オ 通常の事業の実施地域 カ その他運営に関する重要事項 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>※ エの「利用料」としては、法定代理受領サービスである訪問リハビリテーションに係る利用料（1割負担）及び法定代理受領サービスでない訪問リハビリテーションの利用料を、「その他の費用の額」としては、通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において訪問リハビリテーションを行う際の交通費の額及び必要に応じてその他のサービスに係る費用の額を規定するものです。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>※ オの「通常の事業の実施地域」は、客観的にその区域が特定されるものとしてください。なお、通常の事業の実施地域は、利用申込みに係る調整等の観点からの目安であり、当該地域を越えてサービスが行われることを妨げるものではありません。</p> </div>	平11厚令37第82条 準用（平11老企25第3の1の3(17)②） 準用（平11老企25第3の1の3(17)③）
23 勤務体制の確保等	① 利用者に対し適切なサービスを提供できるよう、事業所ごとに理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の勤務の体制を定めていますか。 <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p>	平11厚令37第83条準用（第30条第1項） 平11老企25第3の4の3(5)②

自主点検項目	自主点検のポイント	根拠法令
23 勤務体制の確保等	<p>② 当該事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士によって訪問リハビリテーションを提供していますか。 いる ・ いない</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>※ 当該事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士とは、雇用契約その他の契約により、当該事業所の管理者の指揮命令下にある理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を指します。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>※ 訪問リハビリテーション事業所の理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士については、労働者派遣法に規定する派遣労働者（紹介予定派遣に係る者を除く。）であってはなりません。</p> </div> <p>③ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の資質の向上のために研修の機会を確保していますか。 いる ・ いない</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>※ 研修機関が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保してください。</p> </div> <p>④ 職員のキャリア・パスに配慮した研修の機会の提供や受講支援を行っていますか。 いる ・ いない ・ 非該当（交付金を受けていない場合）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>※ キャリア・パスとは、職員が将来展望を持って働き続けることができるよう、能力・資格・経験等に応じた適切な処遇を図ること。</p> </div>	<p>平11厚令37第83条 準用 （第30条第2項） 準用（平11老企25第3の1の3（19）②）</p> <p>平11老企25第3の4の3（5）②</p> <p>平11厚令37第83条 準用 （第30条第3項） 準用（平11老企25第3の1の3（19）③）</p> <p>介護職員処遇改善交付要綱等</p>
24 衛生管理等	<p>① 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っていますか。 いる ・ いない</p> <p>② 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めていますか。 いる ・ いない</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>※ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が感染源となることを予防し、また理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を感染の危険から守るため、使い捨ての手袋等感染を予防するための備品等を備えるなど対策を講じてください。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>※ 手洗所等に従業員共用のタオルを設置している場合、そのタオルを感染源として感染拡大の恐れがありますので、共用タオルは使用しないでください。</p> </div>	<p>平11厚令37第83条 準用 （第31条第1項）</p> <p>平11厚令37第83条 準用 （第31条第2項） 準用（平11老企25第3の1の3（20））</p>

自主点検項目	自主点検のポイント	根拠法令
25 掲示	<p>事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項の掲示を行っていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※ 利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項とは、運営規程の概要、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制等をいいます。</p> </div>	平11厚令37 第83条 準用（第32条）
26 秘密保持等	<p>① 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らさぬよう対策を講じていますか。</p> <p style="text-align: right;">いない ・ いる</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※ 秘密を保持すべき旨を就業規則に規定したり、誓約書等をとるなどの措置を講じてください。</p> </div>	平11厚令37 第83条 準用 (第33条第1項)
	<p>② 従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※ 具体的には、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者の雇用時等に取り決め、例えば違約金についての定めをおくなどの措置を講じてください。</p> </div>	平11厚令37 第83条 準用 (第33条第2項) 準用（平11老企 25 第3の1の3 (21)②）
	<p>③ サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※ この同意は、サービス提供開始時に利用者及びその家族から包括的な同意を得ておくことで足りるものです。</p> </div>	平11厚令37 第83条 準用 (第33条第3項) 準用（平11老企 25 第3の1の3 (21)③）
	<p>④ 「個人情報の保護に関する法律」及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」に基づき、利用者及びその家族の個人情報を適切に取り扱っていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※ 個人情報については、安全管理の観点（第三者の目につかないようにする等）から、鍵のかかるロッカー・キャビネット等への保管が望ましいです。</p> </div> <p>「個人情報の保護に関する法律」の概要</p> <p>ア 利用目的をできる限り特定し、その利用目的の達成に必要な範囲内で個人情報を取り扱うこと</p>	個人情報の保護に関する法律(平15年法律第57号) 医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン（平16.12.24厚労省）

自主点検項目	自主点検のポイント	根拠法令
26 秘密保持等	<p>イ 個人情報とは適正な方法で取得し、取得時に本人に対して利用目的の通知又は公表をすること</p> <p>ウ 個人データについては、正確かつ最新の内容に保つように努め、安全管理措置を講じ、従業者及び委託先を監督すること</p> <p>エ あらかじめ本人の同意を得なければ、第三者に個人データを提供してはならないこと</p> <p>オ 保有個人データについては、利用目的などを本人の知り得る状態に置き、本人の求めに応じて開示・訂正・利用停止等を行うこと</p> <p>カ 苦情の処理に努め、そのための体制の整備をすること</p> <p>「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」より</p> <p>医療・介護関係事業者は、個人情報を提供してサービスを受ける患者・利用者から、その規模によらず良質かつ適切な医療・介護サービスの提供のために最善の努力を行う必要があること等から、本ガイドラインにおいては、個人情報取扱事業者としての法令上の義務を負わない医療・介護事業者にも本ガイドラインを遵守する努力を求めるものです。</p>	
27 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止	<p>居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していませんか。</p> <p style="text-align: center;">いない ・ いる</p>	平11厚令37第83条準用（第35条）
28 苦情処理	<p>① サービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情受付窓口を設置する等必要な措置を講じていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>※「必要な措置」とは、具体的には次のとおりです。</p> <p>ア 苦情を受け付けるための窓口を設置する</p> <p>イ 相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにする</p> <p>ウ 利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載する</p> <p>エ 苦情に対する措置の概要について事業所に掲示する</p> </div> <p>② 苦情を受け付けた場合には、当該苦情受付日、その内容等を記録していますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>※ 苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行ってください。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>※ 記録の整備については、台帳等を作成し記録するとともに、利用者個票等に個別の情報として記録することが望ましいです。</p> </div>	<p>平11厚令37第83条準用（第36条第1項）</p> <p>準用（平11老企25第3の1の3(23)①）</p> <p>平11厚令37第83条準用（第36条第2項）</p> <p>準用（平11老企25第3の1の3(23)②）</p>

自主点検項目	自主点検のポイント	根拠法令
28 苦情処理	③ 市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。 <div style="text-align: right;">いる ・ いない</div>	平11厚令37 第83条 準用 (第36条第3項)
	④ 市町村からの求めがあった場合には、上記③の改善の内容を市町村に報告していますか。 <div style="text-align: right;">いる ・ いない</div>	平11厚令37 第83条 準用 (第36条第4項)
	⑤ 利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。 <div style="text-align: right;">いる ・ いない</div>	平11厚令37 第83条 準用 (第36条第5項)
	⑥ 国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、上記⑤の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告していますか。 <div style="text-align: right;">いる ・ いない</div>	平11厚令37 第83条 準用 (第36条第6項)
29 事故発生時の対応	① サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていますか。 <div style="text-align: right;">いる ・ いない</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> ※ 事故が発生した場合の対応方法について、あらかじめ定めておくことが望ましいです。 </div>	平11厚令37 第83条 準用 (第37条第1項) 準用 (平11老企 25 第3の1の3 (24)①)
	② 上記①の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録していますか。 <div style="text-align: right;">いる ・ いない</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> ※ 記録の整備については、台帳等を作成し記録するとともに、利用者個票等に個別の情報として記録することが望ましいです。 </div>	平11厚令37 第83条 準用 (第37条第2項)
	③ 利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っていますか。 <div style="text-align: right;">いる ・ いない</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> ※ 速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくか、又は賠償資力を有することが望ましいです。 </div>	平11厚令37 第83条 準用 (第37条第3項) 準用 (平11老企 25 第3の1の3 (24)②)
	④ 事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じていますか。 <div style="text-align: right;">いる ・ いない</div>	準用 (平11老企 25 第3の1の 3(24)③)

自主点検項目	自主点検のポイント	根拠法令
30 会計の区分	<p>事業所ごとに経理を区分するとともに、当該事業の会計とその他の事業の会計を区分していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※ 具体的な会計処理の方法については、次の通知に基づき適切に行ってください。</p> <p>ア 「指定介護老人福祉施設等に係る会計処理等の取扱いについて」（平成12年3月10日 老計第8号）</p> <p>イ 「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」（平成13年3月28日 老振第18号）</p> </div>	<p>平11厚令37 第83条 準用（第38条）</p> <p>平11老企25 第3の1の3(25)</p>
31 記録の整備	<p>① 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> <p>② 利用者に対する訪問リハビリテーションの提供に関する次の諸記録を整備し、その完結の日から2年間保存していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>ア 訪問リハビリテーション計画</p> <p>イ 基準第19条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>ウ 基準第26条に規定する市町村への通知に係る記録</p> <p>エ 基準第36条第2項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>オ 基準第37条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> </div>	<p>平11厚令37 第82条の2第1項</p> <p>平11厚令37 第82条の2第2項</p>

自主点検項目	自主点検のポイント	根拠法令
第5 変更の届出等		
1 変更の届出等	<p>事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該指定居宅サービスを再開したときは、10日以内に、その旨を知事（県福祉事務所等）に届け出ていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※ 変更の届出が必要な事項は、次に掲げるとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 事業所の名称及び所在地 イ 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名（当該申請に係る事業所が法人以外の者の開設する病院又は診療所であるときは開設者の氏名、生年月日、住所及び職名） ウ 申請者の定款、寄付行為等及びその登記事項証明書又は条例等（当該申請に係る事業所が法人以外の者の開設する病院又は診療所であるときを除く。また、当該訪問リハビリテーションの指定に係る事業に関するものに限る。） エ 事業所の病院若しくは診療所又は介護老人保健施設の別 オ 事業所の平面図 カ 事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所 キ 運営規程 ク 当該申請に係る事業に係る居宅介護サービス費の請求に関する事項 ケ 役員の氏名、生年月日及び住所 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※ 当該指定居宅サービスの事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の1月前までに、その旨を知事（県福祉事務所等）に届け出てください。</p> </div>	<p>法第75条第1項 施行規則 第131条第1項</p> <p style="text-align: right;">法第75条第2項</p>

自主点検項目	自主点検のポイント	根拠法令
第6 介護給付費の算定及び取扱い		
1 (介護予防) 訪問リハビリテーション費の算定	<p>① 通院が困難な利用者に対して、(介護予防) 訪問リハビリテーション事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下「理学療法士等」という。）が、計画的な医学的管理を行っている医師の指示に基づき、(介護予防) 訪問リハビリテーションを行った場合に、算定していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>※ (介護予防) 訪問リハビリテーション費は、「通院が困難な利用者」に対して給付することとされているが、通院によるリハビリテーションのみでは、家屋内におけるADLの自立が困難である場合の家屋状況の確認を含めた(介護予防) 訪問リハビリテーションの提供など、(介護予防) ケアマネジメントの結果、必要と判断された場合は(介護予防) 訪問リハビリテーション費を算定できるものです。</p> <p>「通院が困難な利用者」の趣旨は、通院により、同様のサービスが担保されるのであれば、通院サービスを優先すべきということです。</p> </div> <p>② (介護予防) 訪問リハビリテーションは、指示を行う医師の診療の日（介護老人保健施設の医師においては、入所者の退所時又は当該老人保健施設で行っていた通所リハビリテーションを最後に利用した日あるいはその直近に行った診療の日）から1月以内に行われた場合に算定していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> <p>また、別の医療機関の医師から情報提供を受けて、(介護予防) 訪問リハビリテーションを実施した場合には、情報提供を行った医療機関の医師による当該情報提供の基礎となる診療の日から1月以内に行われた場合に算定していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> <p>③ (介護予防) 訪問リハビリテーションは、利用者又はその家族等利用者の看護に当たる者に対して1回当たり20分以上指導を行った場合に、1週に6回を限度に算定していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> <p>④ 事業所が介護老人保健施設である場合にあつて、医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、利用者の居宅を訪問して(介護予防) 訪問リハビリテーションを行った場合には、訪問する理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の当該訪問の時間は、介護老人保健施設の人員基準の算定に含めていませんか。</p> <p style="text-align: right;">いない ・ いる</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>※ なお、介護老人保健施設による(介護予防) 訪問リハビリテーションの実施にあたっては、介護老人保健施設において、施設サービスに支障のないよう留意してください。</p> </div>	<p>平12厚告19 別表4の注1 平18厚労告127 別表4の注1</p> <p>平12老企36 第2の5(2) 平18-0317001号 別紙1第2の5(2)</p> <p>平12老企36 第2の5(1)① 平18-0317001号 別紙1第2の5(1) ①</p> <p>平12老企36 第2の5(1)② 平18-0317001号 別紙1第2の5(1) ②</p> <p>平12老企36 第2の5(1)③ 平18-0317001号 別紙1第2の5(1) ③</p>

自主点検項目	自主点検のポイント	根拠法令
2 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	<p>下記の地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて、事業所の理学療法士等が（介護予防）訪問リハビリテーションを行った場合は、1回につき所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算していますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない ・ 該当しない</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>※ 対象地域（該当地域の正確な区域は、各市町村に確認してください） 飯能市（名栗/風影・阿寺/八徳/上・下久通）、 越生町（梅園）、ときがわ町（都幾川）、 秩父市（浦山/上吉田/大滝/吉田/荒川）、横瀬町（全域）、 皆野町（金沢/日野沢/三沢）、小鹿野町（全域）、 東秩父村（全域）、本庄市（本泉）、神川町（神泉）、 寄居町（風布）、春日部市（宝珠花）</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>※ 当該加算を算定する利用者については、通常の事業の実施地域を越えて行う交通費の支払いを受けることはできません。</p> </div>	<p>平12厚告19別表4の注2 （平18厚労告127別表4の注2）</p> <p>平21厚労告83二</p> <p>準用（平12老企36第2の2(14)） 準用（平18-0317001号別紙1第2の2(5)）</p>
3 短期集中リハビリテーション実施加算	<p>利用者に対して、集中的に訪問リハビリテーションを行った場合は、短期集中リハビリテーション実施加算として、次に掲げる区分に応じ、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算していますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>イ 利用者がリハビリテーションを必要とする状態の原因となった疾患等の治療等のために入院若しくは入所した病院若しくは診療所若しくは介護保険施設から退院若しくは退所した日（以下「退院（所）日」という。）又は法第27条第1項に規定する要介護認定を受けた日（以下「認定日」という。）から起算して1月以内の期間に行われた場合 340単位</p> <p>ロ 退院（所）日又は認定日から起算して1月を超え3月以内の期間に行われた場合 200単位</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>※ 集中的な訪問リハビリテーションとは、退院（所）日又は認定日から起算して1月以内の期間に行われる場合は1週につき概ね2日以上、1日当たり40分以上、退院（所）又は認定日から起算して1月を超え3月以内の期間に行われる場合は1週につき概ね2日以上、1日当たり20分以上実施する場合があります。</p> </div>	<p>平12厚告19別表4の注3</p> <p>第2の5(4) 平12老企36第2の5(3)</p>
4 短期集中リハビリテーション実施加算（介護予防）	<p>利用者に対して、当該利用者がリハビリテーションを必要とする状態の原因となった疾患等の治療等のために入院又は入所した病院若しくは診療所又は介護保険施設から退院又は退所した日（以下「（退院（所）日）」という。）又は法第32条第1項に規定する要支援認定を受けた日（以下「認定日」という。）から起算して3月以内の期間に集中的に訪問リハビリテーションを行った場合は、短期集中リハビリテーション実施加算として、1日につき200単位を所定単位数に加算していますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p>	<p>平18厚労告127別表4の注3</p>

自主点検項目	自主点検のポイント	根拠法令
4 短期集中リハビリテーション実施加算 (介護予防)	<p>※ 集中的な訪問リハビリテーションとは、退院(所)日又は認定日から起算して1月以内の期間に行われた場合は1週につき概ね2日以上、1日当たり40分以上、退院(所)又は認定日から起算して1月を超え3月以内の期間に行われた場合は1週につき概ね2日以上、1日当たり20分以上実施する場合があります。</p>	平18-0317001号別紙1第2の5(3)
5 サービス種類相互の算定関係	<p>利用者が短期入所生活介護、短期入所療養介護若しくは特定施設入居者生活介護又は認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護若しくは地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を受けている間は、訪問リハビリテーション費は算定していませんか。</p> <p style="text-align: right;">いない ・ いる</p>	平12厚告19別表4の注4
6 サービス種類相互の算定関係 (介護予防)	<p>利用者が介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護若しくは介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、介護予防訪問リハビリテーション費は算定していませんか。</p> <p style="text-align: right;">いない ・ いる</p>	平18厚労告127別表4の注4
7 サービス提供体制強化加算	<p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして知事に届け出た(介護予防)訪問リハビリテーション事業所が、利用者に対し、(介護予防)訪問リハビリテーションを行った場合は、1回につき所定単位数を加算していませんか。</p> <p style="text-align: right;">いない ・ いる</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (介護予防)訪問リハビリテーションを利用者に直接提供する理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士のうち、勤続年数3年以上の者がいること。 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※ 勤続年数とは、各月の前月の末日時点における勤続年数をいうものとします。具体的には平成21年4月における勤続年数3年以上の者とは、平成21年3月31日時点で勤続年数が3年以上である者をいいます。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※ 勤続年数の算定に当たっては、当該事業所における勤務年数に加え、同一法人の経営する他の介護サービス事業所、病院、社会福祉施設等においてサービスを利用者に直接提供する職員として勤務した年数を含めることができます。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※ (介護予防)訪問リハビリテーションを利用者に直接提供する理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士のうち、勤続年数が3年以上の者が1名以上いれば算定可能です。</p> </div>	<p>平12厚告19別表4の口 平18厚労告127別表4の口</p> <p>平12厚告25七・五十</p> <p>平12老企36第2の4(18)② 平18-0317001別紙1第2の4(17)②</p> <p>平12老企36第2の4(18)③ 平18-0317001別紙1第2の4(17)③</p> <p>平12老企36第2の5(5)② 平18-0317001別紙1第2の5(5)②</p>

自主点検項目	自主点検のポイント	根拠法令
8 記録の整備	① 医師は、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士に対して行った指示内容の要点を診療録に記入していますか。 <div style="text-align: right;">いる ・ いない</div>	平12老企36 第2の5(6)① 平18-0317001 別紙1第2の5 (6)①
	② 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、リハビリテーション実施計画書の内容を利用者に説明し、記録するとともに、医師の指示に基づき行った指導の内容の要点及び指導に要した時間を記録にとどめていますか。 <div style="text-align: right;">いる ・ いない</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> ※ 当該記載については、医療保険の診療録に記載することとしてもよいですが、下線又は枠で囲う等により、他の記載と区別できるようにしてください。 </div>	平12老企36 第2の5(6)① 平18-0317001 別紙1の第2の5 (6)①
	③ リハビリテーションに関する記録（実施時間、訓練内容、担当者等）は利用者ごとに保管され、常に当該事業所のリハビリテーション従事者により閲覧が可能であるようにしていますか。 <div style="text-align: right;">いる ・ いない</div>	平12老企36 第2の5(6)② 平18-0317001 別紙1の第2の5 (6)②

自主点検項目	自主点検のポイント	根拠法令
第7 その他		
1 ワムネットの活用	<p>① 福祉保健医療情報ネットワークシステム（ワムネット）を活用していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>※ 介護保険制度に関する国・県などの最新情報の入手や事業者の情報発信などに便利なワムネットは、登録するだけでインターネットで利用できます。</p> <p>(URL) http://www.wam.go.jp/</p> </div> <p>② 自己評価結果（本自主点検表第4-15-②、第4-16-②）をワムネット上で公開していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>※ 県では、自己評価結果をワムネット上で公開するためのシステムを用意しています。ワムネットの利用登録をすれば利用できます。（無料）</p> <p>(アクセス方法)</p> <p style="padding-left: 20px;">ワムネットトップページ→会員入口→ログイン →都道府県情報→評価情報提供システム</p> </div>	
2 サービス利用前の健康診断書の提出	<p>サービス利用前に利用申込者に対して、健康診断書を提出するよう求めていますか。また、健康診断書の提出を拒んだ場合、サービスの提供を拒否していませんか。</p> <p style="text-align: right;">いない ・ いる</p> <p>- 健康診断書の提出を求めている場合、その理由及び主な項目 -</p> <div style="border: 1px dashed black; height: 100px; margin: 10px 0;"></div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>※ 訪問リハビリテーションサービスは、通常相当期間以上にわたって集団的な生活を送るサービスではないことから、必ずしも健康診断書の提出等による事前の健康状態の把握が不可欠であるとは言えないが、サービス担当者会議における情報の共有や居宅療養管理指導による主治医からの情報提供等によっても健康状態の把握ができない場合に事業所として利用申込者に健康診断書の提出を求めることは可能であり、その費用の負担については利用申込者とサービス提供事業者との協議によるものとする。しかし、そうした求めに利用申込者が応じない場合であっても、一般的にはサービス提供拒否の正当な事由に該当するものではないと考えられる。</p> <p style="text-align: center;">平成12年11月16日全国介護保険担当課長会議資料「運営基準等に係るQ&A」 一部抜粋</p> </div>	

自主点検項目	自主点検のポイント	根拠法令												
3 介護サービス情報の公表	<p>① 指定情報公表センター（埼玉県社会福祉協議会）へ年1回、基本情報と調査情報を報告していますか。 いる ・ いない</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※ 新規事業所は、基本情報のみ報告 既存事業所は、基本情報と調査情報を報告。</p> <p>※ 原則として、前年度に介護サービスの対価として支払を受けた金額が100万円を超えるサービスが対象。</p> <p style="font-size: small;">ただし、報告・調査を行うサービス区分内において、いずれかのサービスが100万円を超える場合には、区分内の他のサービスについても対象となる。（「報告・調査区分」については、集団指導時の「介護サービス情報の公表」の資料を参照）</p> </div>	<p>法第115条の35第1項 施行規則第140条の43</p> <p>施行規則第140条の45</p> <p>施行規則第140条の44</p>												
	<p>② 報告後、指定調査機関による調査を受け、指定情報公表センターにより公表されていますか。 いる ・ いない</p>		<p>法第115条の35第3項</p>											
4 法令遵守等の業務管理体制の整備	<p>① 業務管理体制を適切に整備し、関係行政機関に届け出ていますか。 いる ・ いない</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※ 事業者が整備等する業務管理体制の内容</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 25%;">事業所数20未満</th> <th style="width: 25%;">20以上100未満</th> <th style="width: 25%;">100以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>整備届出事項</td> <td>法令遵守責任者</td> <td>法令遵守責任者 法令遵守規程</td> <td>法令遵守責任者 法令遵守規程 業務執行監査の定期的実施</td> </tr> <tr> <td>届出書の記載すべき事項</td> <td>名称又は氏名 主たる事務所の所在地 代表者氏名等 法令遵守責任者氏名等</td> <td>左記に加え 法令遵守規程の概要</td> <td>左記に加え 業務執行監査の方法の概要</td> </tr> </tbody> </table> </div>		事業所数20未満	20以上100未満	100以上	整備届出事項	法令遵守責任者	法令遵守責任者 法令遵守規程	法令遵守責任者 法令遵守規程 業務執行監査の定期的実施	届出書の記載すべき事項	名称又は氏名 主たる事務所の所在地 代表者氏名等 法令遵守責任者氏名等	左記に加え 法令遵守規程の概要	左記に加え 業務執行監査の方法の概要	<p>法第115条の32第1項</p> <p>施行規則第140条の39</p>
		事業所数20未満	20以上100未満	100以上										
	整備届出事項	法令遵守責任者	法令遵守責任者 法令遵守規程	法令遵守責任者 法令遵守規程 業務執行監査の定期的実施										
届出書の記載すべき事項	名称又は氏名 主たる事務所の所在地 代表者氏名等 法令遵守責任者氏名等	左記に加え 法令遵守規程の概要	左記に加え 業務執行監査の方法の概要											
<p>② 業務管理体制（法令等遵守）についての考え（方針）を定め、職員に周知していますか。 いる ・ いない</p>														
<p>③ 業務管理体制（法令等遵守）について、具体的な取組を行っていますか。 いる ・ いない</p>														

